

大和市地域公共交通協議会幹事会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大和市地域公共交通協議会規約（以下、「規約」という。）第9条第1項の規定に基づき、大和市地域公共交通協議会幹事会（以下、「幹事会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、大和市地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）に提案する事項について協議又は調整するものとする。

2 幹事会は、前項のほか、利便性の高い公共交通サービスを安定的に供給するために必要な事項について協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 規約第9条第2項に掲げる団体の者

(2) 協議会の会長が必要と認める者

2 幹事会に幹事長を置き、協議会の事務局長をもって充てる。

3 幹事長は会務を総理し、幹事会を代表する。

(会議)

第4条 幹事会は幹事長が招集する。

2 幹事会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(報告)

第5条 幹事長は、幹事会の協議経過および結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則

この規約は、令和5年1月10日から施行する。